

平成 21 年 9 月 4 日

各位

会社名 株式会社くろがね工作所
代表者 代表取締役社長 神足 泰弘
コード番号 7997 大証第2部
問い合わせ先 常務取締役管理本部長
村田 光春
(TEL.06-6538-1010)

「業績に影響を与える事象の確認のための調査委員会の設置について」に関する
最終調査結果及び当社の対応方針のご報告

当社は、平成 21 年 6 月 12 日付の「業績に影響を与える事象の確認のための調査委員会の設置について」において、当社の監査法人である大阪監査法人から、平成 21 年度 2 月期（第 1 四半期）の売上計上に関わる取引を中心とした過年度にわたる会計処理について、売上計上時期のズレなどの不適切な会計処理がある旨の指摘を受けましたこと、また社内の内部統制監査において、厳正な調査を行う過程においても、不適切な会計処理が行われていた可能性があることを発見した旨を開示致しました。

ついては、同時に当社として当該事象の事実関係の詳細及び業績に与える影響の有無を調査する必要があることから、社内調査委員会の設置をするとともに、社内調査委員会の調査結果についての検証、原因究明を行っていただくため、社外の弁護士及び公認会計士による社外調査委員会の設置をする旨の開示をいたしました。

その後、平成 21 年 7 月 29 日付の「過年度決算短信等及び中間決算短信等の一部訂正について（概要版）」において、過年度の決算を正式に訂正する旨の開示を行うと共に、同日付で過年度の有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書の訂正報告書を近畿財務局に提出いたしました。

今般、社外調査委員会の最終報告を受けて、本日開催の当社取締役会で、当該事象の発生原因、責任の所在、関係者に対する社内処分、再発防止策等を承認いたしましたので、その概要につき以下のとおりご報告いたします。

1. 当該事象の判明から本日までの経緯

当社の監査法人である大阪監査法人から、平成21年度2月期（第1四半期）の売上計上に関わる取引を中心とした過年度にわたる会計処理について、当社のファシリティ環境事業本部において、売上計上時期のズレなどの不適切な会計処理がある旨指摘を受けました。また社内の内部統制監査において、厳正な調査を行う過程においても、不適切な会計処理が行われていた可能性があることを発見しました。

このため、当社としては専務取締役を委員長とする社内調査委員会を設置し、社内調査に着手する一方、当社は社内調査委員会の調査だけでは客観性、透明性、公正性の観点から不十分であるとの判断から、当社と利害関係を持たない外部関係者のみで構成される社外調査委員会の設置を決め、平成21年6月12日に発表をいたしました。社外調査委員会には、社内委員会による調査結果についての検証、原因究明を行っていただくことといたしました。尚、社外調査委員会のメンバーは以下の通りであります。

○ 社外調査委員会メンバー（敬称略）

委員 阪口 春男 （弁護士・協和綜合法律事務所）

委員 高田 喜次 （公認会計士・東陽監査法人）

社外調査委員会では、当社の代表取締役、担当役員、従業員ならびに、大阪監査法人担当責任者等に対し、事情聴取を行うとともに、社内調査委員会の調査結果の内容及び結果の検証を行っていただき、当社は平成21年8月28日、社内調査の内容及び結果の検証、役職員の関与の有無を含めた原因究明及び再発防止策の策定に向けた提言を内容とした、社外調査委員会としての調査報告書の提出を受けました。

2. 本件に対する調査体制等

（1）調査体制

社内調査委員会は専務取締役を委員長とし、監査室のメンバーを中心に設置し、調査を行うとともに、前述のとおり、当社社内調査委員会では調査の客観性、透明性に限界があることを考慮し、公正性を担保するため、社外調査委員会を設置し、当社社内調査委員会の社内調査の内容及び結果の検証、本件の原因究明及び再発防止策の策定に向けた提言を委嘱いたしました。

（2）当該事象の調査対象範囲

調査対象範囲に関しては、不適切な会計処理を発見したファシリティ環境事業本部の全営業担当者に対し、売上傳票を基に、売上計上の内容・経緯・時期および取消の理由等を確認し、売上計上時期のズレ等の過年度の調査を行いました。

3. 調査の内容及び結果の検証

(1) 調査内容（手続き）

①社内調査委員会は、下記の要領で社内調査を実施いたしました。

ア. 全部門の平成21年2月（第1四半期）の売上計上時期ズレの調査

当委員会は、大阪監査法人から指摘された平成21年2月（第1四半期）の売上計上時期ズレの調査を全部門にわたり実施し、その結果、SOHO営業本部および製造本部については、部門責任者のヒアリングでの聴取および伝票等では不適切な会計処理は発見できなかったが、ファシリティ環境事業本部については、不適切な会計処理を発見した。

イ. 不適切な会計処理をしたファシリティ環境事業本部の資料の過年度調査
当委員会は、不適切な会計処理を発見したファシリティ環境事業本部の全営業担当者に対し、売上傳票等を基に、売上計上の内容・経緯・時期および取消の理由等を確認し、売上計上時期のズレ等の過年度の調査を行った。

ウ. 全部門の責任者へのヒアリング

社内調査委員長は、全部門の責任者から「不適切な会計処理の有無」、「不適切な会計処理に至った背景・要因」、「組織的な関与の有無」、「再発防止策」等についてのヒアリングを行った。

(平成21年6月22日にヒアリングした部門責任者)

当社取締役常務執行役員 ファシリティ環境事業本部本部長

当社取締役常務執行役員 同事業本部副本部長

(平成21年6月23日にヒアリングした部門責任者)

当社執行役員ファシリティ環境事業本部 オフィス機器西日本営業部長

当社ファシリティ環境事業本部理事 建材営業部部长

当社SOHO営業本部参事 本部長

当社取締役常務執行役員 取締役製造本部長

②社外調査委員会は、下記の要領で、当該事象に関する社内調査委員会の社内調査の対象期間及び内容の妥当性並びに調査結果全般について検証するとともに、代表取締役、担当取締役および従業員のヒアリング等を行いました。

ア. 当該事象に関連していると思われる受注伝票等の帳票類を基に作成された集計表、販売管理規定、指示伝達系統図、決裁権限規定、組織図等を入手し、精査を行った。

イ. 当社の代表取締役をはじめ、担当役員、担当従業員に対して事情聴取を行うとともに、大阪監査法人の担当責任者らに対し、ヒアリングを実施した。

ウ. 過去のSOHO営業本部及び製造本部の各売上処理内容を一部ランダムにサンプリングを実施し、不適切な会計処理の有無を検証した。

(2) 結果の検証

社内調査委員会の社内調査の過程に対する検証に加え、当社の各関係当事者及び大阪監査法人に対するヒアリングや、各種資料の調査等の調査結果に基づく限り、「社内調査委員会の調査の内容及びその結果が不相当であり、事実を反する事を疑うに足りる事情は、いずれも認められなかった」旨、社外調査委員会より結論を得ております。

(3) 決算数値に対する不適切な決算の過年度への影響額

社内調査委員会の調査での決算数値に対する不適切な決算の過年度への影響額は、取消処理されたデータ（同一期間発生、同一期間内取消データは除く）により検証した結果、下記の通りです。

(単位：百万円)

期	売上高	利益額
期首利益剰余金	—	△79
平成16年11期	8	2
平成17年11期	3	1
平成18年11期(中間期)	△19	△5
平成18年11期	△147	△22
平成19年11期(中間期)	133	27
平成19年11期	202	34
平成20年11期(中間期)	△39	△38
平成20年11期	△69	△69
平成21年11期(第1四半期)	△261	△70

(注) 平成15年11月期以前の売上高と売上原価の訂正額は、利益に対する影響額を一括して平成16年11月期の期首利益剰余金を修正しました。

※ 尚、平成16年11月期から平成21年11月期（第1四半期）までの各期における財務諸表の詳細につきましては、平成21年7月29日付で開示した「過年度決算短信等及び中間決算短信等の一部訂正について（概要版）」をご参照ください。

4. 当該事象の発生原因

（1）発生原因

社外調査委員会は、本件において当社の業績、業績管理体制、売上計上基準の遵守体制、従業員へのインセンティブ等を検討し、本件は、後記の背景事情が温床となり、後記事象を契機として発生するに至ったと認定しました。

社外調査委員会の調査結果は以下のとおりです。

○社外調査委員会「調査報告書（要旨）」

①背景事情（間接的要因）

ア. 当社の営業成績の経過に関して

当社の過去4年間の連結営業成績をみると、平成17年度は民間設備投資の増加や、株価の上昇や個人消費の改善傾向がみられ、増収及び経常利益を計上したが、その他の期は厳しい価格競争や、想定外の多額の海外子会社整理損失及び事業撤退損失を計上する等、誠に不本意な結果であった。また、直近の平成20年度の決算は、サブプライムローンの信用破綻に端を発した米国発の金融不況が国内経済にも波及し、建築着工件数の減少や延期等、オフィス市場を取り巻く需要が大幅に減退し、特に当社においての得意先であった外資系企業の需要の減退は当社にとって大変な痛手であり、当社の経営陣が強い危機感を抱いた。一方で、当社としては、物流体制の再構築によるコスト削減等、製造部門及び販売部門の経費削減、人員削減による徹底的なコストダウンを行っていた。このような観点より、当社の経営陣としては、コスト削減以上に売上高の恒常的な減少に対して歯止めをかけ、少しでも好転させていきたいとの強い売上高の維持ないし向上への意識が存在したと推測される。

この強い意識が、営業の現場の各売上担当者の心理面においても、何とか売上高を向上させたいとの意識を醸成させる間接的な契機となったといえる。

- イ. 当社の見積書作成から売上計上に至るまでの経理処理システムに関して
- a) 当社の社内規定上、営業担当者が顧客との間で事前に決裁を受けた見積書をもとに商談を行い、見積書を基礎として受注を受け、受注内容が請求書に反映されるシステムになっているが、顧客都合や、緊急な発注で出荷を先行し金額交渉は後日行う等、必ずしも、見積書に沿った受注及び見積書ベースでの売上処理がされていないケースが存在した。
 - b) 受注確認方法も、社内規定上は電話・面談時の口頭ベース、ファックス、Eメールでの受注、注文書による受注等があるが、口頭ベースでの受注の記録方法の記録化に関する格別のルールが存在しなかったため、および受注の確認方法も、個別営業担当者の裁量に委ねられており、システム上、受注伝票が起票出来るタイミングも、個別営業担当者の意思如何となっている事が存在した。
 - c) 工事物件の売上基準に関して、社内規定では工事の進捗状況を把握して完了時点で顧客からの完工証明を受領し、工事の完了後に指定業者からの納品受領書を確認の上、売上をするが、顧客から完工証明を受領するのが困難な場合があり、下請け業者からの請求書ないしは納品受領書等の受領と、現場における個別営業担当者の目視により、売上を計上するケースが存在した。
 - d) 物品の仕入れを伴う売上計上に関して、特に継続的取引関係のある顧客から、すぐに物品の納品を求められる場合、見積書や注文書が作成されないまま、営業担当者が出荷指示のため、受注伝票を起票していたケースや、物品の販売と工事がセットとなった案件の場合、物品の仕入れがなされた時点で適切に別途完工確認を行う等の処理をするのではなく、物品の仕入れ（出荷）がなされただけの段階で売上傳票が起票され、結果的に、顧客の完工承認の時期よりも先に売上が計上されるケースが存在した。
 - e) 取消伝票の起票に関して
当社の社内規定では、決裁申請書の書式を用いて取消し伝票の起票を行うが、一部で当該書式を用いずに取消しを行っていたケースが存在した。また売り先を変更する場合も、当該書式を用いるが、一部の部署間で、不適切な取消し伝票の起票が行われていたケースが存在した。

f) 取引に関して作成される伝票等の各帳票類間のトレーサビリティが、特に取消しに関わる現行の社内システムでは、対応が難しいケースが存在した。

以上の事から、当社の取引に関する、見積書作成から売上ないし、取消し伝票の起票に至るまでの一連の取引に係わる経理処理システムに内在する諸問題も間接的な要因の一因となった。

ウ. 財務報告に係わる内部統制システムの不十分性に関して

当社は平成18年5月に会社法施行に伴い、内部統制システム構築の基本方針を制定し、同年6月に監査室を発足させ、それなりの機能を果たしていたという事実が認められるも十分とはいえ、また監査役と監査室との連携も不明確であった。

また、売上計上処理の管理を所管する部署が、組織上営業部門の下に設けられており、組織的にも独立して営業部門にけん制出来る体制ではなかった事が認められる。

その他、コンプライアンスに関する従業員に対する教育の不足や、内部通報制度が存在するも、事実上機能していなかった。

これらの点から、当社の財務報告に係わる、内部統制システムは実効的に運用出来る体制として不十分だったことも、間接的な要因として挙げられる。

②本件事象発生 of 契機 (直接的原因)

ア. 目標数値の割り当て・達成状況の管理・各営業担当者の意識

当社では半期毎に、期初の経営会議において会社の売上目標を決定しており、その売上目標の達成状況に関しては、東西に分けて、概ね毎月1～2回程度開催される管理職会議で管理を行っていたが、目標達成度の厳しい担当者には個別に報告を求めたりしたが、会社が決めた数字を何とか達成したいという気持ちを個々の営業担当者が強く持っていた。

特に、前述のとおり、当社としては過去5年間をみると恒常的に厳しい競争に晒されていたことや、昨夏のサブプライムローン問題や、平成20年9月のリーマンショック以降の当業界を取り巻く環境が厳しくなる

中で、相当な危機感を持った経営陣が、強力な経費削減策を実行する一方で、経営陣の言動を通じて各営業担当者の意識の中に、「自らの目標数値を何とか達成しなければならない」との強い使命感ないし、責任感を感じていた事が直接的要因の一因としてあげられる。

- イ. 経営陣ないし各地域ないし顧客を担当する営業本部長らが、当該事象に見られる売上の前倒し計上等を直接的に指揮した事実や、当該事象を事前に察知しながら、これを積極的に容認した事実等、当社全体による組織的関与を疑うに足る事情は、社外調査委員会の当社の役職員に対するヒアリングの際、全役員から「売上向上の為に目標数値を達成するよう求めた事は事実であるが、コンプライアンスに反するような事までしても良いと指示した事実はない」との供述があった事や、売上の前倒し計上に関し、直ちに取消しの指示をする等の行為があった事から認められなかった。

③社外調査委員会の結論

前述のとおり当社全体による組織的な関与の事実は無かった。

また、当時当社の置かれていた営業活動をめぐる厳しい競争環境に対して、経営陣として売上を伸ばし、利益を上げるために各営業グループの目標数値の達成を強く働きかける事自体は、経営陣としては当然なすべき事柄で、もとより正当であるが、結果的に当該事象を招いた管理・監督責任は、前記諸事情を考慮したとしても、その軽重は別として免れないものと思われる。

(2) 当社の結論

当社といたしましては、社外調査委員会の調査報告書の提出を受け、当該事象の発生原因に関し、以下のように結論づけました。

①目標数字の達成意識

当該部門内で、営業各人の目標達成のためのプレッシャーがあり、営業各人、または所属するチームの売上見込物件の納期ズレ・工事完工遅延・失注等による目標不足の数字をカバー（特に目標達成意識の強い営業マン）するため、複数の社員が、売上の前倒し・売上取消時期のズレ等の不適切な会計処理を行った。

②コンプライアンス意識の不足

当社の当該部門の複数の社員が不適切な会計処理に関与していた事実、また、当該役員についても、自ら直接関与していないにしても、その職務に応じた監督

義務を果たしていれば、不適切な会計処理の実態を知ることができたにもかかわらず、これをチェックされていないという事実が存在した。

これらのことからすれば、本件に関与した当該部門の当社担当役員および、一部社員は、コンプライアンス意識が不足していた。

③管理部門のチェック・監視が十分に機能しなかったこと

当該部門の売上・売上債権管理を担当する営業管理グループのチェック機能が十分に機能しなかったこと。また、監査室による監査、および常勤監査役による監査も十分に機能しなかった。

5. 管理監督責任の明確化と関係者の処分に関して

当社は当該事象に関してその職責に応じた管理監督義務を十分に果たしておらず、未然に防止出来なかったことに対する管理監督責任、ならびに社外調査委員会の調査報告書を真摯に受け止め、このような事態を二度と発生させない決意を外部に対して明確に示すために、取締役会及び監査役会において、全取締役及び全監査役が合意の上、現行受取報酬額の自主返上の社内処分を、次のとおり決定いたしました。

代表取締役社長	現行受取報酬月額	30%	3ヶ月
取締役常務執行役員 (ファシリティ環境事業本部長)	現行受取報酬月額	20%	2か月
取締役常務執行役員 (ファシリティ環境事業本部副本部長)	現行受取報酬月額	20%	2か月
執行役員 (ファシリティ環境事業本部)	現行受取報酬月額	20%	2か月

尚、本件に関与した社員につきましては、当社の社内規定に基づき、社内の懲戒委員会にて、厳正な社内処分を行います。

6. 今後の当社の対応について

(1) 適切な売上・債権管理の実施

ファシリティ環境事業本部の組織外に別途、取締役が管掌する売上・債権管理担当の売上管理部（取締役1名、東・西営業部各1名 計3名）を新設し、不適切な売上計上をチェックし、売上計上基準を厳格に遵守します。

(平成21年9月より実施)

(2) 当該部門の再発防止策

①販売管理規定を見直し、以後規定を厳守するために管理監督者及び営業に教育、指導し管理を徹底します。

(平成21年9月より実施)

②完工基準売上物件は、東・西営業本部長が当該物件の完工(実態状況)を確認した上で、新設される売上管理部が販売管理規定に基づき証票等で確認/承認してから、営業管理部でデータ入力します。

(平成21年9月より実施)

③売先変更、諸経費売上及び値引処理は、東・西営業本部長がその内容(事実関係)を確認した上で、新設される売上管理部が販売管理規定に基づき証票等で確認/承認してから、営業管理部でデータ入力します。

(平成21年9月より実施)

④売上傳票・請求書発送業務を、札幌・名古屋両営業所は東京営業管理部に集約し、九州・広島両営業所は大阪営業管理部に集約し、二拠点でのデータ入力とし、伝票管理等を集約化します。

(平成21年7月より実施済み)

(3) 内部統制の整備・運用強化

①内部統制の重要性の再認識とコンプライアンスの重要性を十分に理解させるため、基本的に教育の対象は全社員とするが、営業及び営業に関連する部署には、特に重点的に監査室・総務部で社内再教育を計画的に実施します。

(平成21年9月より実施)

②監査室の内部統制モニタリング体制を見直します。不定期に監査を実施し発見された指摘事項については、担当営業並びに当該役員への報告及び改善要求を実施し不適切な業務処理が再発しないようにします。

(平成21年9月より実施)

(4) 監査役による監査の実効化

監査役の監査にあたっては、監査室と緊密な連携を保ち、また会計監査人からもその職務の執行状況等について詳細に報告を受け、独立的な立場で監査の厳格化を行います。

(平成21年7月より実施済み)

(5) コンプライアンス重視の経営姿勢の明確化

従来より、全役職員に「社員行動基準」を配布したり、社内報の教育シリーズで「コンプライアンス入門」、「企業倫理規定」を掲載して、法令・コンプライアンスについて教育を行って来たが、改めて経営方針の発表会等で、会社としてコンプライアンス重視の経営姿勢を明確にします。

(平成21年7月より実施済み)

また、不正な業務処理に関する罰則を新に就業規則に追加し、社内規程違反の行為がなされた場合の懲戒の厳格化を図ります。

(平成21年9月1日改定)

さらにコンプライアンス違反の行為が業務評価に反映されるような評価体制とします。

(平成21年下期の業務評定より実施)

(6) 社内通報制度の再構築

当社では従前より監査室を窓口とした、コンプライアンス違反行為に対する社内通報制度を設けておりましたが、当該事象の発生を鑑み、法令遵守の監視体制を更に強化するため、従来の制度に加え、顧問弁護士を窓口として追加するとともに、再度社内での当該制度の周知徹底を図ります。

当社と致しましては、当該事象の発生を重く受け止め、真摯に反省しております。また、株主の皆様、お取引先の皆様、金融機関をはじめ、関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを、重ねて深くお詫び申し上げるとともに、このような事態を二度と発生させないよう、取り組む所存でありますので、皆様方のご指導とご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上